

徳島県告示第四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出の受理日	廃止年月日
医療法人YLC	徳島市山城西三丁目二六	山城公園レディースクリニック	徳島市山城西三丁目二六	訪問看護	令和四年十月六日	令和四年十一月三十日	
株式会社セガフ アーマ	徳島町二丁目五五 二	アルファ薬局 北佐古	北佐古一番町一三 二七	居宅療養管理 指導	同 二十一日	同	
医療法人 喜久寿 会	南末広四番七〇号 同	喜久寿会デイサービス センター	福島二丁目三四 同	通所介護	同 二十日	同	
有限会社福祉用具 つるぎ	美馬郡つるぎ町半田字小野 三二番地一	有限会社福祉用具つ るぎ	美馬郡つるぎ町半田字小野 三二番地一	福祉用具貸与 特定福祉用具	同 十九日	同	

販売